

○文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業推進に伴う産学官ダイバーシティ推進協議会規約

(平成30年2月21日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(名称)

第1条 本規約で設置する組織は、「産学官ダイバーシティ推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、中国・四国地方などに所在する国公私立大学、自治体、企業その他法人が相互に連携・協力し、中国・四国地方の男女共同参画のさらなる推進を図るとともに、広く地域の知見を集め、かつ、地域・全国へ情報発信し、もって文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」(以下「ダイバーシティ事業」という。)を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、ダイバーシティ事業の全体の方針を決定する。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、ダイバーシティ事業の代表機関(広島大学をいう。以下同じ。)及び共同実施機関(マツダ株式会社、デルタ工業株式会社及び一般財団法人国際開発センターをいう。)並びにメンバー機関(ダイバーシティ事業の趣旨に賛同する機関をいう。)とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、代表機関の理事(大学改革担当)とする。

3 副会長は、代表機関における担当責任者のうちから、会長が指名する。

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会に、協議会全体の管理・運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(第三者評価委員会)

第8条 協議会の事業に対する評価を行い、もってダイバーシティ事業の改善に資するため、第三者評価委員会を置く。

2 第三者評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密保持)

第9条 構成員は、協議会において知り得た個人情報及び他の構成員に関して知り得た秘密について、協議会の承認を得ることなく、他へ漏えいしてはならない。

(事務局)

第10条 協議会の会務を処理するため、代表機関に事務局を置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

○産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会規約

(平成30年2月21日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(趣旨)

第1条 この規約は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業推進に伴う産学官ダイバーシティ推進協議会規約第7条第2項の規定に基づき、産学官ダイバーシティ推進協議会(以下「協議会」という。)に置く運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業(以下「事業」という。)全体の行動計画並びに各取組の進捗及び目標達成度の確認に関する事。
- (2) 事業全体の課題及び対応策に関する事。
- (3) 事業全体の次期計画の承認等に関する事。
- (4) その他委員会運営に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表機関の理事(大学改革担当)
- (2) タスクフォースの座長
- (3) 共同実施機関における担当責任者
- (4) その他議長が必要と認める者

2 委員会の下に、次に掲げる取組の実施を推進するとともに、関係機関との協働体制を確保するため、取組ごとにタスクフォース(以下「TF」という。)を置く。

- (1) ダイバーシティ研究環境整備強化
- (2) 女性研究者の研究力向上とリーダー育成
- (3) 女性研究者の積極採用と上位職登用
- (4) ダイバーシティ研究環境実現モデル開発

3 TFに関し必要な事項は、別に定める。

(議長)

第4条 委員会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、委員会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、前条第1項第2号の委員のうちから議長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の成立)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 委員が事故等のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

○産学官ダイバーシティ推進協議会第三者評価委員会規約

(平成 30 年 2 月 21 日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(趣旨)

第 1 条 この規約は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業推進に伴う産学官ダイバーシティ推進協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づき、産学官ダイバーシティ推進協議会(以下「協議会」という。)に置く第三者評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」事業(以下「事業」という。)の事業計画の実施状況等の評価を行い、次の提言等を行う。

- (1) 3 年目には委員会による中間評価を行い、4 年目以降の代表機関及び共同実施機関内での実施方法、実施機関外への発信・普及のあり方に関する提言を示す。
- (2) 6 年目(実施期間終了半年前)には委員会によって終了時評価を行い、事業全体の成果とインパクト、持続性を確認し、事業実施後の在り方について提言をまとめる。

(組織)

第 3 条 委員会は、日本評価学会の学会員で構成し、学外の有識者若干人の委員をもって組織することで、第三者性と専門性を確保する。

- 2 委員は、協議会会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、その委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が事故等により不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第 6 条 委員及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会で知り得た秘密及び個人情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。委員にあつては、委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会に関する事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

○産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会タスクフォース規約

(平成30年2月21日 産学官ダイバーシティ推進協議会承認)

(趣旨)

第1条 この規約は、産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会規約第3条第3項の規定に基づき、産学官ダイバーシティ推進協議会運営委員会の下に置くタスクフォース(以下「TF」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 TFは、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じて行動計画改定等について運営委員会に提案等を行う。

- (1) 取組ごとの進捗に関する事
- (2) 課題の共有に関する事
- (3) その他TFに必要な事項に関する事

(組織)

第3条 TFは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表機関における担当責任者
- (2) 共同実施機関における担当責任者
- (3) 参加を希望する推進協議会メンバー機関の担当者
- (4) その他TF座長が必要と認める者

(座長)

第4条 TFに座長を置き、前条第1号に掲げる担当責任者をもって充てる。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代行する。

(TFの成立)

第5条 TFは、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 TFの議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決すところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 座長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 TFに関する事務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、TFに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。